この資料は、審査会用に作成したものです。審査の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業

（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業

方法書説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の説明

令和３年 12 月

横浜市

この資料は、審査会用に作成したものです。審査の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

この資料は、審査会用に作成したものです。審査の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

1. 方法書説明会の開催及び方法書の概要に関する周知結果

『（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業　（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業　環境影響評価方法書の縦覧及び説明会開催のお知らせ』（別添資料１）を以下のとおり周知しました。

1.1　各住戸等へのポスティング

令和３年９月 24 日（金）～28 日（火）に各住戸等へのポスティングにより、表 1.1 及び図 1.1(1)～(2)に示す方法書対象地域に配布しました。

表 1.1　方法書説明会開催等のお知らせの配布部数

区名	町丁名	周知方法 （周知範囲）	配布部数
戸塚区	深谷町	各住戸等へのポスティング （方法書対象地域）	5,528 部
	汲沢町		2,994 部
	汲沢三丁目		863 部
	汲沢四丁目		554 部
	汲沢五丁目		605 部
	汲沢六丁目		827 部
泉区	和泉町		5,911 部
	下和泉二丁目		494 部
	下和泉三丁目		592 部
	下和泉四丁目		587 部
	下和泉五丁目		394 部
	和泉が丘一丁目		695 部
	和泉が丘二丁目		663 部
	和泉中央南一丁目		1,048 部
	中田西一丁目		705 部
	中田西二丁目		689 部
	中田西三丁目		573 部
	中田西四丁目		637 部
	中田南二丁目		874 部
	中田南三丁目		626 部
	中田南四丁目		1,184 部
	中田南五丁目		999 部
合計			28,042 部

この資料は、審査会用に作成したものです。審査の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

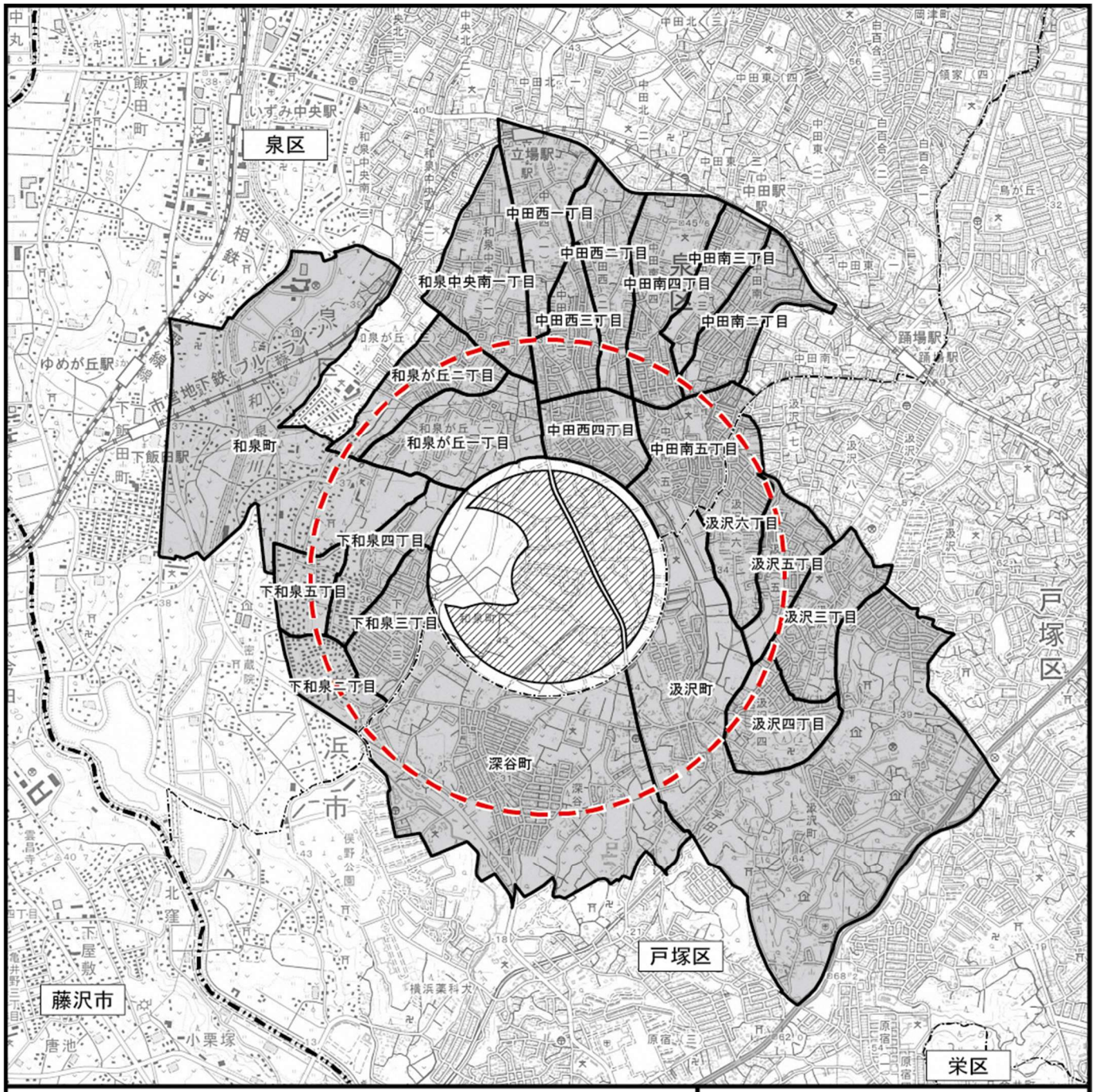

凡　例

- ▨：対象事業実施区域
- ：市　境
- ：区　境
- ▭：方法書対象地域
- ：深谷通信所跡地の敷地境界から約500m

N

0　250　500　1,000 m

1:25,000

図 1.1(1)　方法書対象地域
（公園整備事業）

この資料は、審査会用に作成したものです。審査の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

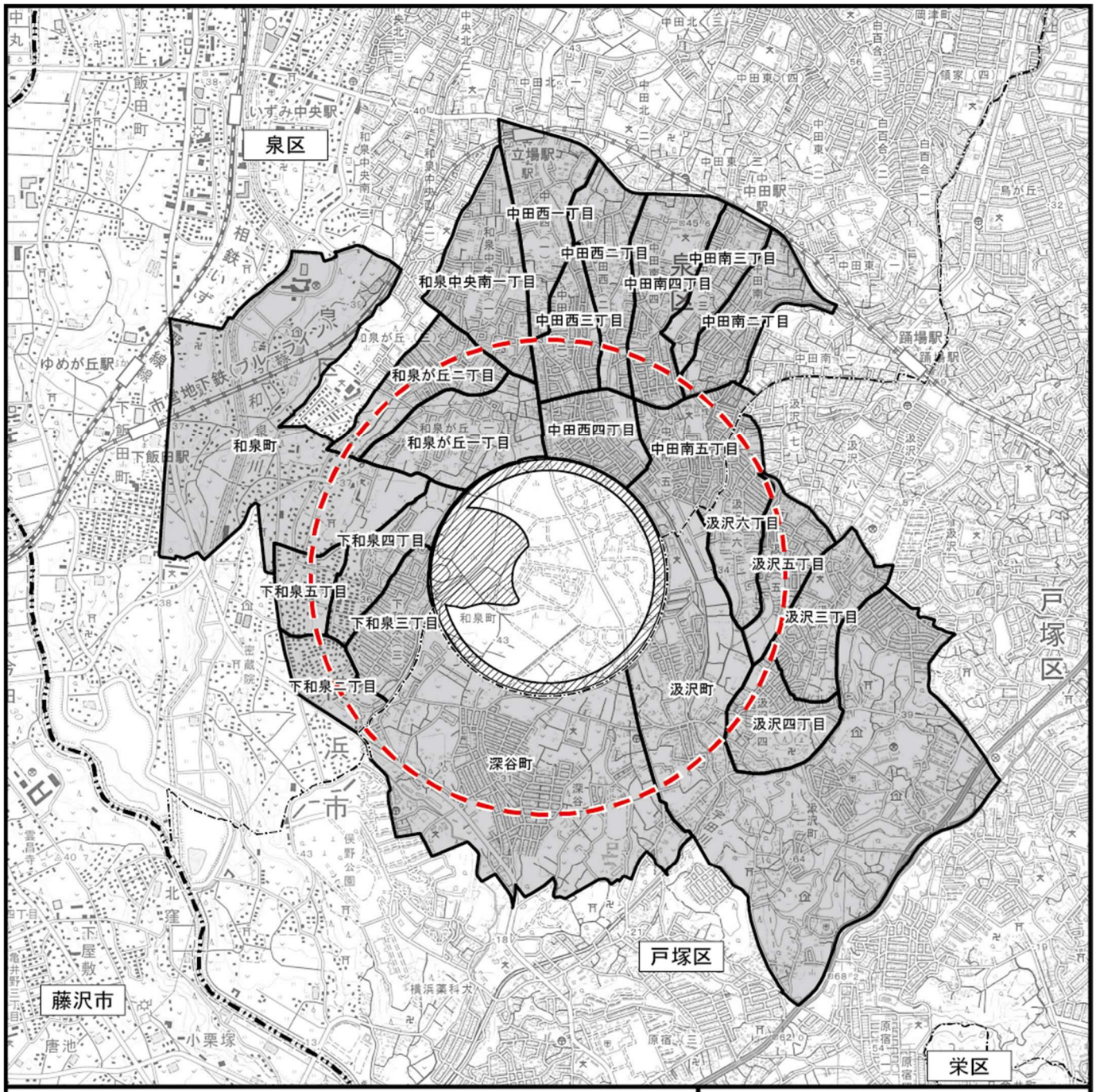

凡　例

- ▨：対象事業実施区域
- ━･･━：市　境
- ┈┈┈：区　境
- ▭：方法書対象地域
- ━ ━：深谷通信所跡地の敷地境界から約500m

N

0　250　500　1,000 m

1:25,000

図 1.1(2)　方法書対象地域
（墓園整備事業）

1.2　記者発表

令和３年９月 24 日（金）に「(仮称）深谷通信所跡地公園整備事業　（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業　環境影響評価方法書の縦覧及び説明会を開催します」(別添資料２）の内容で、「(仮称）深谷通信所跡地公園整備事業　環境影響評価方法書」及び「(仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業　環境影響評価方法書」(以下、両図書を合わせて「方法書」という。）の縦覧及び説明会の開催について記者発表をしました。

1.3　動画配信

令和３年 10 月１日（金）～10 月 18 日（月）まで、インターネット上に方法書の概要に関する動画を配信しました。配信内容は説明会の内容と同様のものにしました。

URL: https://youtu.be/ZURVMRW3MBM　（現在は視聴できません）

2. 方法書説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の説明

2.1 方法書説明会の開催状況

方法書説明会は、表 2.1 に示す日時で計４回開催し、方法書の概要を参加者に説明しました。

表 2.1 方法書説明会の開催結果

回	開催日時	会場	参加人数
第１回	令和３年 10 月８日（金） 19：00～20：23	戸塚区民文化センター さくらプラザ （戸塚区戸塚町 16 番地 17）	23 名
第２回	令和３年 10 月 10 日（日） 19：00～19：40		７名
第３回	令和３年 10 月 17 日（日） 19：00～20：10	泉区民文化センター テアトルフォンテ （泉区和泉中央南５丁目 ４番 13 号）	23 名
第４回	令和３年 10 月 18 日（月） 19：00～20：21		12 名
合計			65 名

2.2　方法書説明会における質疑、意見の概要及び事業者の説明

説明会の各開催日における質疑、意見の概要及び事業者の説明は、表 2.2～表 2.4 に示すとおりです。第２回においては、参加者からの質疑、意見はありませんでした。

整理にあたっては、発言順ではなく、項目別とし、事業区分を設けています。なお、事業区分は、両事業共通する質疑・意見は「共通」、「(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業」に関する質疑・意見は「公園」、「(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業」に関する質疑・意見は「墓園」、その他事項については「その他」としています。

表 2.2 (1)　方法書説明会（第１回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

項目	事業区分	質疑、意見の概要	事業者の説明
事業計画	共通	深谷通信所跡地の利用アイデアコンペが 2010 年（実際は 2009 年）に開催されました。その後の事業化までなぜこれほどの時間がかかるのでしょうか。	返還後、市民のご意見を参考にしながら「深谷通信所跡地利用基本計画」を作成したため、時間を要しました。御理解いただければと思います。
事業計画	共通	深谷通信所跡地の返還が上瀬谷通信施設跡地より早いにも関わらず、深谷通信所跡地での事業化が遅れている理由を教えて下さい。	深谷はほぼ 100%が国有地ですが、上瀬谷は、民有地が入っています。民有地は返還された場合、今まで払う必要がなかった税金等を今度は自ら払う必要が生じるため、急いでいる面があると思います。 また、国際園芸博の開催が決まった点もあるかと思います。
事業計画	共通	５年の準備期間とは、何をするのでしょうか。	国との協議によって国有地を取得して工事に入っていく等の手続があるため、どうしても５年程度はかかると想定をしています。
事業計画	共通	墓園、公園の整備というのは決定なのでしょうか。	墓園と公園と外周道路も含めて、この方向で進めていくということで手続を行っています。

この資料は、審査会用に作成したものです。審査の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 2.2（2） 方法書説明会（第１回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

項目	事業区分	質疑、意見の概要	事業者の説明
事業計画	共通	公園や墓地の整備が行われることを初めて知りました。この事業は住民の方からの理解を得られたうえでの事業なのでしょうか。	地元の協議会等と意見を交わしながら「深谷通信所跡地利用基本計画」の素案を作成し、市民へ周知しご意見をいただくことを通じて、この計画を立てています。その上で公園・墓園整備事業を進めるため、今回、環境影響評価の手続を行っています。
事業計画	墓園	墓園の早期整備を望みます。	深谷の整備計画の中では早めに供用する施設として位置づけています。
事業計画	墓園	外周道路に関して、墓園の方で事業されることが納得できません。外周道路は安全・防犯面の為にも一刻も早く整備してほしいです。	外周道路が完成しないと墓園へ連絡する道がなく、墓園と外周道路の整備は密接に関係していることから、墓園に含めて環境影響評価を行っています。
景観	共通	深谷通信所跡地では富士山も見えるほか、日の出・日の入が良く見える景観の素晴らしい場所です。現在の景観を損ねることは止めてもらいたいです。	そのような現在の景観を大切にする計画にしていきたいと思っています。
景観	共通	深谷通信所跡地から富士山がよく見えます。事業によって景観を損ねることが考えられるため、あまり手を加えないでほしいです。	富士山が良く見える景観等、深谷特有の景観を大切にしていきたいと考えています。今後、公園の詳細を検討していく中で反映したいと考えています。
その他（意見書）	共通	説明会の中でなぜ意見書の用紙を配布出来ないのでしょうか。	意見書用紙の配布場所や入手先を事前にお知らせして手続を開始しておりますので、ご了承ください。
その他（国有地の賃借料）	共通	事業箇所内の国有地に対して、土地を国から借りることになるのでしょうか。また、借りる場合、賃借料は発生するのでしょうか。発生する場合の負担先はどこになるのでしょうか。	墓地と道路については無償貸付け、もしくは無償譲渡になります。 公園の場合は、面積の３分の２を無償貸付け、３分の１を国から横浜市が買い取る仕組みとなっています。

表 2.2（3）　方法書説明会（第１回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

項目	事業区分	質疑、意見の概要	事業者の説明
その他（アンケートの内容）	墓園	数年の間隔でアンケートが実施されているとのことですが、どのようなアンケートなのでしょうか。	横浜市では５年に１度、将来の墓地計画のために、アンケート調査を行い、墓地の将来推計をしています。
その他（整備後の利用に関する意見）	公園	整備後、公園を学校が優先的に活用することは可能でしょうか。	通常の利用枠の中に学校名義で取るというような扱いには今のところなっていませんので、教育委員会とも相談しながら検討したいと思います。
その他（墓園の必要性）	墓園	墓園での収入を全体の事業に充当するから、墓園整備が必要なのだろうと考えますが、いかがでしょうか。	墓園は独立採算のため、整備に要する費用は全て墓園の会計から出し、それを回収するということであり、事業手法が道路と公園とは別になっています。
その他（墓園の必要性）	墓園	深谷通信所跡地利用アイデアコンペにはお墓の案はありませんでした。これからはお墓がいらない時代になること、お墓の上には避難場所を設置できないため、墓園の整備には反対です。	平成 29 年から令和 18 年度までの間に 77 万人の方が亡くなられると予想され、墓地の必要数を計算方法に従って出したところ、約 10 万区画の墓地が必要になりました。 墓園整備では 750 台分の駐車場や広場を造る予定ですので、その２つを災害発生時に地元の方が利用できるよう、計画を考えています。
その他（墓園の必要性）	墓園	墓地の整備に反対する人はいないのでしょうか。	泉区等で反対のご意見はありましたが、これまでいろいろな説明をする中で徐々に理解は進んできていると感じています。
その他（墓園の使用料）	墓園	墓園の使用料はどれくらいなのでしょうか。	正確な数字はまだ出していません。本事業は独立採算で行うため、建設費を基に使用料を出していくことになります。
その他（墓園の利用方法）	墓園	お墓を契約する際、抽選の応募があるのでしょうか。また、お墓は誰でも入れるのか、それともお骨がある人優先なのでしょうか。	募集方法については、まだ決まっておりません。

この資料は、審査会用に作成したものです。審査の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 2.3（1）　方法書説明会（第３回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

項目	事業区分	質疑、意見の概要	事業者の説明
事業計画	共通	都市計画の決定は令和５年となっているが、当初３年から５年に延期となった理由について教えてください。	平成 30 年度まで現地での詳細な調査が国から認められなかったことや新型コロナウイルスの関係もありまして少し遅れています。
事業計画	共通	今回のこの計画の中に、防災センターが入っていません。以前の説明では防災センターを設け、その他運動施設等を設けるといった計画だったと思います。説明の画面上では防災センターと書かれていましたが、配布された資料内には見られません。どのようになりますか。	「深谷通信所跡地利用基本計画」においても、防災センターという大きな建物はここでは考えておりません。 火災が起こったときに一時的に逃げる一時避難場所としての広域避難場所として使用し、その後は臨機応変に使えるよう考えているものです。
事業計画	公園	事業の工程について、全ての工事が終了した段階で供用となりますか。それとも出来たところから部分供用となるのでしょうか。	公園の工程については、おおむね３期ぐらいの段階的な整備になると思っています。北西側が第１期で、着手から５年程度で使える状態にしていきたいと思っています。ここが使えるような状態になって、中央部の工事に着手しますが、施工完了区域については通常の公園として使えるようになります。
事業計画	墓園	外周道路 50mは車道のほかに歩道やランニングコースも含めてだと思いますが、少し広すぎるのではないでしょうか。車両の量が増え、スピードを出す車も出てくると思うので、車道を広く取ってもらいたくないです。	相互通行の２車線道路と歩道、サイクリング道路、ジョギング道を造り、その間にできるだけ植栽帯などを設け、幅員 50mとしていますが、具体的にはこれから決めていくものです。 車両が頻繁に通るようなことのないよう、今のかまくらみちの機能と同じような相互２車線ということを基本に考えております。

この資料は、審査会用に作成したものです。審査の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 2.3（2）　方法書説明会（第３回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

項目	事業区分	質疑、意見の概要	事業者の説明
事業計画	墓園	墓地はどのような形の墓地になるのでしょうか。ドリームランド跡地のような墓地のタイプか、普通のお寺にあるような墓地のタイプか教えてください。	深谷でもドリームランド跡地の墓園と同様なイメージの芝生型墓園を予定しています。そのほか、大きな木を目印に、その周りに骨つぼを埋めていくような樹林型墓園、慰霊碑を設け、慰霊碑の下の地下に骨つぼを収納するような合葬型の納骨堂、納骨施設を３万体整備する計画です。
事業計画	墓園	現在の墓園の計画について、この事業における位置関係はこれで決定ですか。 下和泉の住宅地の人は、ゾーニング計画でいうＣとＡを横断してバス停に行くことになります。そのため、お墓の中を突っ切ってバス停まで行くことになるので、もう少し人の動きを考慮した計画にしてほしいです。人の動きのないところがあるので、そこに墓園を移してほしいです。	墓地と公園の位置関係につきましては、「深谷通信所跡地利用基本計画」を平成 30 年に作成していまして、そこで位置は決定してきている経過がございます。今、お話がありました住宅地からバス停に行く動線を利用する方がいるのは我々も承知しておりますので、この墓園の中を通ってあまり遠回りしなくても行ける動線を考えていきたいと思っています。
事業計画	公園	400m や 100m のトラックコースをつくったらどうでしょうか。	施設の詳細については今後検討していきたいと思いますので、御意見として承りました。
生態系	共通	家の近くには和泉川が流れており、以前はホタルが生息していました。深谷通信所跡地近辺も樹林地が存在していましたが、大部分が無くなってしまいました。樹林地を形成させる等、この地区の生態系を戻すような計画にしてほしいです。	自然豊かな空間としていくことを大目標に掲げて計画を進めています。 現在のところ、詳細につきましてはまだ決まっていないので、今後の検討としたいと思っております。

表 2.3（3）　方法書説明会（第３回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

項目	事業区分	質疑、意見の概要	事業者の説明
土壌汚染	公園	深谷通信所跡地を産業廃棄物処分場として受けて入れていたことを初めて知りました。公園にした場合、子供たちも含めて遊んだりするので、安全性について詳しく教えてください。すごく不安です。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び環境省が定めた最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドラインというものに準拠して、横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱という要綱が横浜市にあります。それに基づいて指導が行われます。
景観	共通	深谷通信所跡地から富士山が綺麗に見えます。今後の影響評価の中で、予測の項目に景観が入っていますが、地域の住民の眺望権も予測項目として含まれていますか。	今後、施設の詳細を検討していく中で、富士山への展望も取り入れながら施設計画を行いたいと思います。 地域の皆様の眺望権は調査項目には入っていません。
その他（周辺道路関連）	共通	環状３号線、環状４号線の工事や供用の計画はどうなっていきますか。	道路の都市計画決定では、環状３号線と環状４号線の連絡道路を一体でやる予定ですが、今のところ詳細はまだ決まっておりません。検討の進捗に合わせて皆さんに御説明する機会を持つことになると思います。
その他（周辺道路関連）	共通	外周道路の外側には細い道がたくさんあります。災害時を考えると周りの細い道から外周道路の中に車での出入りが可能となるようにしてほしいです。災害時、回り道をして外周道路に出るのは不便なので、出来る限り多くの道路が外周道路に接続できるようにしてもらいたいです。	外周道路とそこへの細い道路をどのように接続させるかについてはこれから検討することになります。

表 2.3（4）　方法書説明会（第３回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

項目	事業区分	質疑、意見の概要	事業者の説明
その他（土地の所有）	共通	深谷通信所跡地の地下は日本に返ってきているのですか。	深谷通信所跡地は、日本に返還されており、現在は国の所有です。
その他（意見に対する回答・公表方法）	共通	意見書はどのような形で回答され、その回答は公表されるのか教えてください。	いただきました御意見、提出いただきました意見書等は、今後の手続の中で事業者として我々の回答を公表する予定としております。
その他（説明会の周知）	共通	今回の説明会について、案内チラシが配布されたとのことだが、見た覚えがありません。 今後、このような説明会が開催される場合の告知方法がわかっていれば教えて欲しいです。	方法書の周知の対象範囲は事業敷地の境界から約500メートル圏内の範囲の町丁全域を対象として全戸配布をしております。
その他（公園管理）	公園	公園管理の際、除草剤はまかないでほしいです。	横浜市では行政が除草剤を使って公園を管理している事例はなく、除草剤の使用は今のところ考えていません。

この資料は、審査会用に作成したものです。審査の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 2.4（1）　方法書説明会（第４回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

項目	事業区分	質疑、意見の概要	事業者の説明
事業計画	共通	墓園と公園とで事業がわかれているのは何故でしょうか。	事業として墓園の事業と公園の事業とは別になります。事業ごとに評価をすることになっているため、形式上分けています。ただ、一緒に進めていくことになりますので、同時に説明会をしています。
事業計画	共通	15 年後の状況（供用後の状況）が見えてこないのですが、墓園事業の具体的な計画について教えてください。	具体的な計画として現在決定していることは、面積 12ha の墓園に、芝生型墓地として１万 5000 区画を整備し、また、合葬式の墓地として、大きな樹木や慰霊碑等に骨壺で３万体納骨できるタイプの施設を設けることとしています。 レイアウトや施設規模等の具体的な内容については、現在計画及び設計をしているところで、今後、皆様にお示ししたいと考えています。
事業計画	共通	墓園と公園を分けた理由は墓園事業を先行させるためではないですか。	墓園だけが先に進むということは全く考えておりません。墓園と公園の一部が並行して進むと考えております。あくまで跡地の事業の中で公園の事業と墓園の事業があるので、そこの事業の主体で分けたということで、先行するつもりはありません。
事業計画	共通	以前、現在の草地にスポーツセンターや防災センター等の建物を建設してはどうかといった意見を出したが、計画に反映されていません。これらの意見を聞いて頂けないのですか。	防災センターのような大きな建物を造ることは、防災の面からも含めてないということを地元にお話をしているところです。

表 2.4（2）　方法書説明会（第４回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

項目	事業区分	質疑、意見の概要	事業者の説明
事業計画	墓園	外周道路が 50m とあるが、かなり広いため、イメージがわきません。また、外周道路に大きな樹木を植栽した場合、防災面で好ましくないように思われます。	車が通るのは片側１車線の両方向で合わせて２車線です。そこに、自転車道、ジョギング道、歩道等を配置します。その間に低木、中木などの樹木を入れる道路で、現在、この計画で県警協議等を道路局で行っているところです。
事業計画	墓園	10 万区画の墓地が必要であることに対して、公民どのような整備予定か内訳を教えてください。	10 万区画のうち、これまでの実績から 20 年間に民間で４万区画整備を想定しています。 公共では 20 年間に６万区画整備したいと考えています。深谷は芝生型１万 5000 区画です。それと、合葬式が３万体ですが、３万体を区画に直すときに２体で１区画というふうに換算していまして、深谷では合計３万区画を整備する計画です。 残り３万区画につきましては、平成 30 年に日野こもれび納骨堂を造り、こちらが１万 6500 区画で、現在、舞岡で墓園の整備をしていまして、こちらで１万 3000 区画前後を確保し、それらを合わせて６万区画を整備し、民間と合わせて 10 万区画を 20 年間で整備する計画です。

表 2.4（3）　方法書説明会（第４回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

項目	事業区分	質疑、意見の概要	事業者の説明
その他（本事業の周知）	共通	これまでにこの事業に対してどのような形で住民の意見を募集してきたのでしょうか。また、得られた意見はどのように反映されているのでしょうか。	「深谷通信所跡地利用基本計画」を作成するときに市民意見募集を行い、周知方法としては記者発表と「広報よこはま」、説明会も実施しています。 その中でいただいた意見については、公園の方で明るくしてほしいとか、緑をいっぱいにしてほしいとか、そういうところを跡地利用計画の中に入れ、最終的に「深谷通信所跡地利用基本計画」としております。
その他（環境影響評価の手続）	共通	この事業に対して環境影響評価を行うということだが、環境の調査と事業の計画は順序が逆ではないでしょうか。まずは調査を実施して、深谷通信所跡地の環境を把握した上で計画していくのが妥当だと思います。	環境影響評価は条例上で手順が決まっております。まず、配慮書で、どういった自然環境に配慮するのかということを示します。また今回は方法書で、そこにある自然に対してどのような影響がありそうなのかということを予測するために調査をするのが準備書になっていきます。 順序が逆だというお考えも理解はできますけれども、条例上の手続ということで御理解をいただければと思います。
その他（意見閲覧）	共通	意見を踏まえて計画が作られたと思いますが、どのような意見が来ていたのですか。意見は現在見ることが出来ますでしょうか。	旧深谷通信所跡地のホームページ内に市民意見募集の考え方や、いただいた意見が載っていますので、そちらを参照ください。

この資料は、審査会用に作成したものです。審査の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

表 2.4（4）　方法書説明会（第４回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

項目	事業区分	質疑、意見の概要	事業者の説明
その他（意見書）	共通	説明会チラシ内にある意見書の提出とは、何に対しての意見書なのですか。	今回の説明会で方法書の御説明をしましたけれども、環境の保全の見地からの御意見等をお持ちの方はこちらの提出方法で提出をしていただくというものです。 環境影響評価の手続に関することですので、公園事業、墓園事業についての御意見ということになります。
その他（周辺道路関連）	共通	環状３号線、４号線からアクセス出来る計画となっていますが、３号線からのアクセスについては地元の人はあまり使わないように思います。	環状３号線と環状４号線から連絡道路を通って、どれだけの交通量になるかは道路局で実施しているので、その交通量については把握していませんが、墓地の利用者は数値として把握しています。
その他（事業費）	共通	ランニングコストが掛かるのではないでしょうか。あまりコストの掛からない施設にしてほしいです。	墓地に関しましては建設費、その後の管理費、そういうものを使用者が支払いをすることにより墓園整備事業を進めます。 公園整備事業のランニングコストですが、詳細についての検討はこれから行います。

（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業
（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業
環境影響評価方法書の縦覧及び説明会開催のお知らせ

令和３年９月

「（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業」（以下、「公園整備事業」とします。）及び「（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業」（以下、「墓園整備事業」とします。）について、横浜市環境影響評価条例に基づく「環境影響評価方法書」（以下、「方法書」とします。）を作成しましたので、その概要と縦覧及び説明会の開催についてお知らせします。

１　方法書の縦覧、閲覧及び意見書の提出について

各事業の方法書は、下表のとおり縦覧及び閲覧を行います。方法書はどなたでもご覧になれます。
また、方法書の内容に関して環境の保全の見地からご意見のある方は、以下に示す期間中に意見書を提出することができます。

■方法書の縦覧及び閲覧について

縦覧	期間	令和３年９月 24 日(金)から令和３年 11 月８日(月)まで　※土・日・祝日を除く
	場所 及び時間	①環境創造局環境影響評価課（中区本町６丁目 50 番地の 10　市役所 28 階） 時間：午前８時 45 分～午後５時 15 分 ②泉区役所区政推進課（泉区和泉中央北５丁目１番１号　泉区総合庁舎３階） 時間：午前８時 45 分～午後５時 ③戸塚区役所区政推進課（戸塚区戸塚町 16 番地 17　戸塚区総合庁舎９階） 時間：午前８時 45 分～午後５時
閲覧	開始予定日	令和３年９月 24 日（金）
	場所	①横浜市　環境アセスメントのホームページ URL:https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/hozentorikumi/assessment/asesu.html ②横浜市中央図書館、泉図書館、戸塚図書館 （閲覧時間、休館日は各施設によって異なります。）

■意見書の提出について

提出期間	令和３年９月 24 日（金）から令和３年 11 月８日(月)まで　※窓口への持参は土・日・祝日を除く
提出方法	①又は②の方法で提出してください。 ①意見書用紙に記入して、以下の提出先へ持参又は郵送（当日消印有効）にて提出 ※縦覧場所窓口で意見書用紙を配布しております。横浜市ホームページからも入手可能です。 両事業とも提出先は同じです。 提出先：環境創造局環境影響評価課（〒231-0005　中区本町６丁目 50 番地の 10　市役所 28 階） ②ホームページから電子申請で提出 横浜市　環境アセスメントのホームページ URL:https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/hozentorikumi/assessment/asesu.html

2 説明会の開催

横浜市環境影響評価条例に基づき、以下のとおり説明会を開催します。

■日程及び会場について

日程		会場	定員
10 月８日（金）	午後７時～午後８時 30 分 （予定） 【午後６時 30 分開場】	戸塚区民文化センター さくらプラザ （戸塚区戸塚町 16 番地 17）	先着 160 名
10 月 10 日（日）			
10 月 17 日（日）	午後７時～午後８時 30 分 （予定） 【午後６時 30 分開場】	泉区民文化センター テアトルフォンテ （泉区和泉中央南５丁目４番 13 号）	先着 160 名
10 月 18 日（月）			

【戸塚区民文化センター】

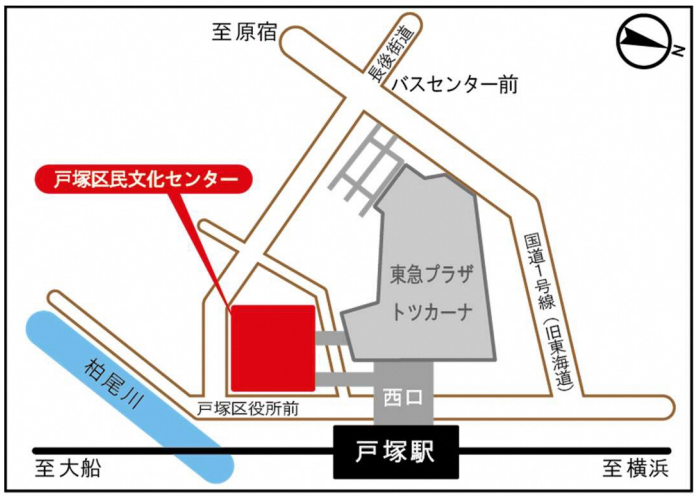

【泉区民文化センター】

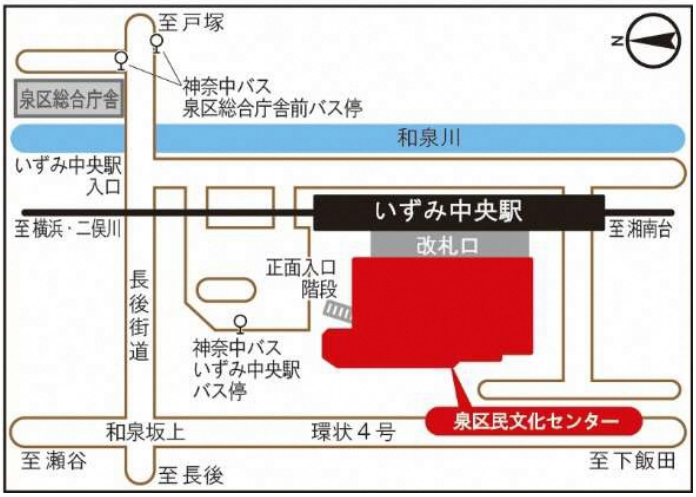

■連絡事項

・各回とも内容は同じです。説明後、質疑応答を行います。
・申し込みは不要です。当日直接お越しください。
・手話通訳をご希望の方は当日受付でお申しつけください。
・両会場とも有料駐車場をご利用いただけますが、台数に限りがありますので、公共交通機関のご利用にご協力をお願いします。
・当説明会は、国の指針等に基づき、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で実施します。
・ご来場にあたりマスク着用、手洗い消毒、体温測定、ソーシャルディスタンスの確保等のご協力をお願いします。なお、座席間隔を開けるため、定員 160 名とさせていただきます。
・入場前に検温し、37.5℃以上の発熱がある場合は入場をお断りします。
・保健所等の公的機関による調査の対応を行うため、受付で氏名、連絡先を記入していただきます。
・その他会場内では、職員の指示に従ってください。

新型コロナウイルス感染拡大の状況により、開催を中止させていただく場合がございます。説明会が中止となった場合、横浜市ホームページ（次ページ、動画の「公開先」）でお知らせします。最新の情報をご確認ください。説明会が中止となった場合でも、意見書の提出は可能です。

なお、ホームページをご覧になれない方は、建築局都市計画課までお問合わせください。

3　説明動画の配信について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会場での説明内容と同様の「説明動画」をインターネット上で公開します。インターネットをご利用いただける方は、是非こちらをご利用ください。

■公開日時及び公開先について

公開日時	公開先
10 月 1 日（金） 午前９時 から 10 月 18 日（月） 午後８時 30 分 まで	【横浜市ホームページ】 URL:https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/kankyo/

4　環境影響評価の手続の流れ

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、事業が環境に及ぼす影響について事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表し、市民や市長等から意見を聴く等の手続を通じて、適切な環境保全対策等を検討し、事業計画に反映させる制度です。手続の流れは次のとおりで、現在は方法書の段階となります。

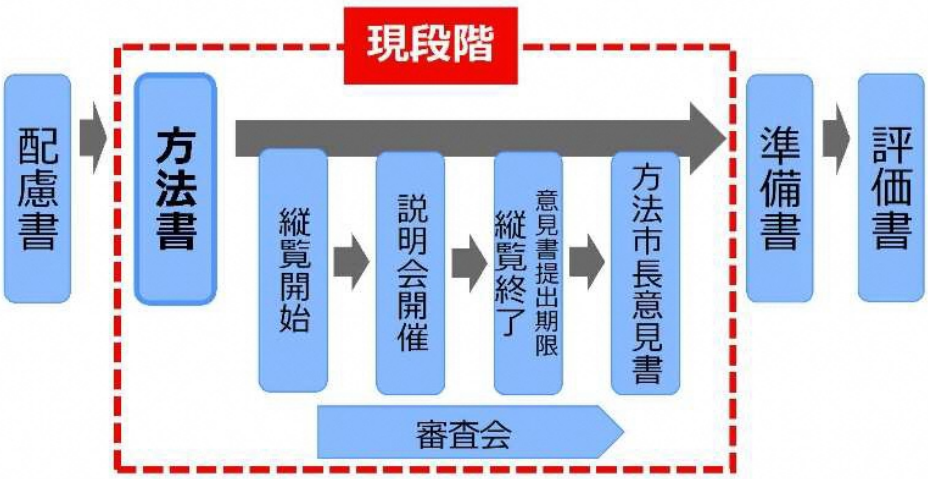

＜配慮書＞
事業の計画を立案するにあたり、環境の保全について配慮すべき事項について検討を行い、その内容を記載したもの。

＜方法書＞
環境の事前調査及び影響の予測・評価をする項目や調査・予測の手法等を記載したもの。

＜準備書＞
方法書等に基づき、環境の事前調査及び影響の予測・評価をした結果等を記載したもの。

＜評価書＞
市長や住民等の意見を踏まえ、準備書の内容に検討を加え、環境影響評価の最終的な評価を記載したもの。

５ 公園整備事業　都市計画対象事業の概要

本事業に係る施設は都市施設として都市計画に定めることから、横浜市環境影響評価条例第 46 条の規定により、環境影響評価その他の手続は、当該都市計画に係る都市計画決定権者が、当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、都市計画の手続と併せて行います。

都市計画決定権者の名称並びに当該対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所	【都市計画決定権者】 横浜市 【当該対象事業を実施しようとする者】 名称　横浜市 代表者の氏名　山中　竹春 主たる事務所の所在地　横浜市中区本町６丁目 50 番地の 10
都市計画対象事業の名称	（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業
都市計画対象事業の種類、規模	運動施設、レクリエーション施設等の建設：都市公園の新設 （第１分類事業） 敷地面積：約 48ha　形質変更区域面積：約 48ha ※事業全体（対象事業実施区域）の面積：約 48ha
対象事業実施区域	横浜市泉区和泉町、中田町地内

６ 公園整備事業　都市計画対象事業の計画内容

横浜市では、少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少、健康寿命の延伸、都市インフラの老朽化等、社会情勢の変化を受けて、郊外部の再生・活性化、都市インフラの強化、市民の健康づくり、緑の保全・創出、災害に強いまちづくり等への対応を図っています。

このような背景から、本事業において、災害時に広域的な防災拠点として利用できる等の防災機能の充実を図るとともに、豊かな自然環境を創出し、市民の活動拠点となる広場や多様な市民ニーズに応えるスポーツ施設等を備えた、魅力的な公園の整備を目指します。

■ゾーニング

A：ふれあいとにぎわいの広場ゾーン（公園整備事業）
B：スポーツパークゾーン（公園整備事業）
C：緑とやすらぎのメモリアルゾーン（墓園整備事業）
D：外周道路ゾーン（墓園整備事業）

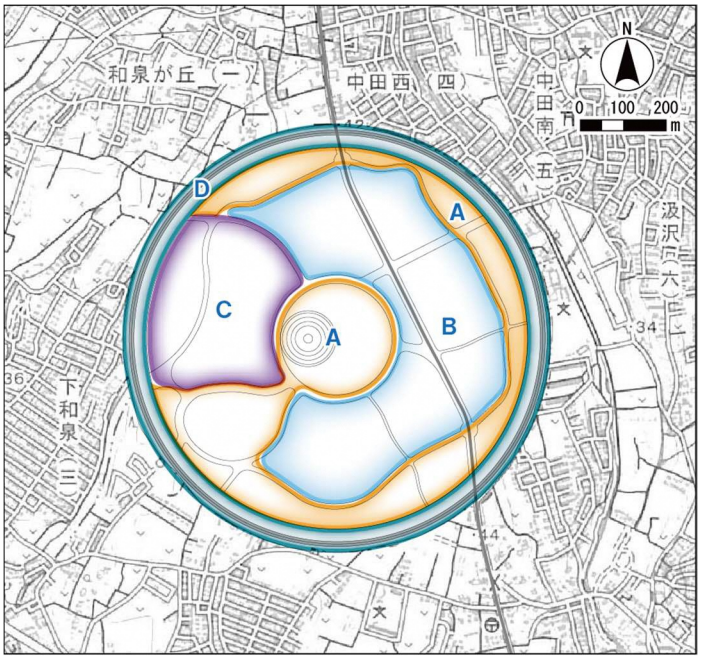

■施設配置計画

深谷通信所跡地の中央には、施設全体の象徴的な施設として広大な草地広場と見晴らしの丘を配置します。その外側には、地域や広域の市民が利用するスポーツ施設、さらにその外側に周辺地域の方々が日常利用する広場等を配置します。

なお、施設や駐車場の種類、配置、数等は決定したものではなく、今後、詳細を検討します。

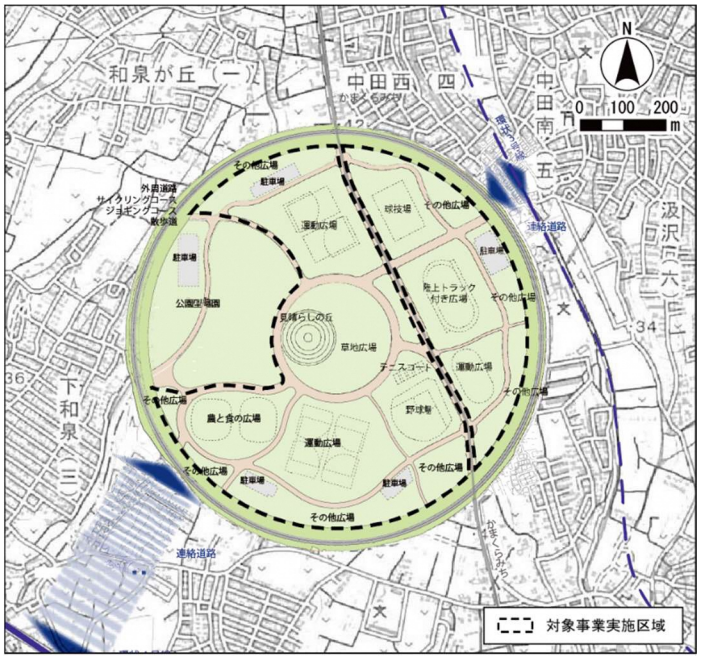

【出典：「深谷通信所跡地利用基本計画」（横浜市　平成 30 年２月）】

■今後のスケジュール

本事業は、令和５年度の都市計画決定を目指して環境影響評価等の手続を進め、手続終了後５年以内の着工準備期間を経て、工事に着手します。

早期に市民利用ができるよう、完成した場所から順次部分供用し、着工後 15 年程度で全面供用開始を想定しています。

7 公園整備事業　環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定

事業の内容、周辺地域の特性等から判断して、「横浜市環境影響評価技術指針」の「環境影響評価項目」を踏まえ、環境への影響を予測・評価する項目を 17 項目選定しました。

選定した項目については、現地調査や資料収集により現況を把握した上で、事業による環境への影響を予測・評価し、より適切な環境への配慮を行います。

■環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

環境の保全及び創造に向けた基本的な考え方	環境影響評価項目		細目	工事中			供用時		
							施設の存在	施設の供用	
			環境影響要因	建設行為等	建設機械の稼働	工事用車両の走行	施設の存在・土地利用の変化	施設の運営	来園車両等の走行
地球環境への負担の低減	温室効果ガス		温室効果ガス	―	○	○	―	―	―
身近な自然環境の保全・再生・創造	生物多様性	動物	動物	○	―	―	○	―	―
		植物	植物	○	―	―	○	―	―
		生態系	生態系	○	―	―	○	―	―
	水循環		地下水位及び湧水の流量	○	―	―	○	―	―
			河川の形態、流量	○	―	―	○	―	―
安心して快適に生活できる生活環境の保全	廃棄物・建設発生土		一般廃棄物	―	―	―	―	○	―
			産業廃棄物	○	―	―	―	○	―
			建設発生土	○	―	―	―	―	―
	大気質		大気汚染	―	○	○	―	―	○
	水質・底質		公共用水域の水質	○	―	―	○	―	―
			公共用水域の底質	○	―	―	―	―	―
			地下水の水質	○	―	―	○	―	―
	土壌		土壌汚染	○	―	―	―	―	―
	騒音		騒音	―	○	○	―	―	○
	振動		振動	―	○	○	―	―	○
	地盤		地盤沈下	○	―	―	○	―	―
	悪臭		悪臭	○	―	―	○	―	―
	安全		火災・爆発	○	―	―	○	―	―
			有害物漏洩	○	―	―	○	―	―
快適な地域環境の確保	地域社会		交通混雑	―	―	○	―	―	○
			歩行者の安全	―	―	○	―	―	○
	景観		景観	―	―	―	○	―	―
	触れ合い活動の場		触れ合い活動の場	―	―	○	○	―	○

〔凡例〕　○：選定した項目　　―：選定しない項目

8　墓園整備事業　都市計画対象事業の概要

本事業に係る施設は都市施設として都市計画に定めることから、横浜市環境影響評価条例第 46 条の規定により、環境影響評価その他の手続は、当該都市計画に係る都市計画決定権者が、当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、都市計画の手続と併せて行います。

都市計画決定権者の名称並びに当該対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所	【都市計画決定権者】 横浜市 【当該対象事業を実施しようとする者】 名称　横浜市 代表者の氏名　山中　竹春 主たる事務所の所在地　横浜市中区本町６丁目 50 番地の 10
都市計画対象事業の名称	（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業
都市計画対象事業の種類、規模	運動施設、レクリエーション施設等の建設：第２種特定工作物の新設（墓園）（第１分類事業） 第２種特定工作物の新設に係る面積：約 12ha（市街化調整区域） ※事業全体（対象事業実施区域）の面積：約 27ha ※外周道路：約 15ha
対象事業実施区域	横浜市泉区和泉町、中田町地内

9　墓園整備事業　都市計画対象事業の計画内容

横浜市では、平成 29 年から 20 年間で、約 77 万人の死亡者推計をしています。また、墓地に関する市民アンケート調査等より、公民あわせて約 10 万区画の墓地整備が必要だと考えています。そのため納骨堂の整備や大規模施設跡地等を対象とした、緑豊かな墓園の整備を計画しています。

このような状況を鑑み、本事業のうち墓園事業においては、約 12ha の墓園を整備します。また、本事業のうち外周道路事業においては、車道や歩道機能に加え、緑豊かな空間の中でジョギング、サイクリング等を楽しめる、健康づくりにも寄与する幅員約 50mの道路を整備します。

■ゾーニング

A：ふれあいとにぎわいの広場ゾーン（公園整備事業）
B：スポーツパークゾーン（公園整備事業）
C：緑とやすらぎのメモリアルゾーン（墓園整備事業）
D：外周道路ゾーン（墓園整備事業）

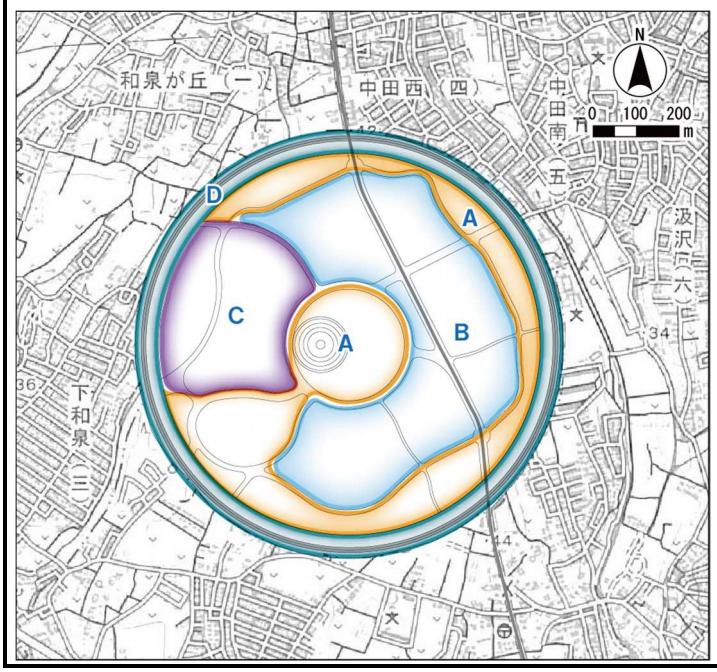

■施設配置計画

広域的な利用が想定される墓園は、交通利便性、土地利用状況等を考慮して配置します。また、対象事業実施区域の外周部には、車道や歩道機能に加え、健康づくりにも寄与する外周道路を配置します。

なお、施設や駐車場の種類、配置、数等は決定したものではなく、今後、詳細を検討します。

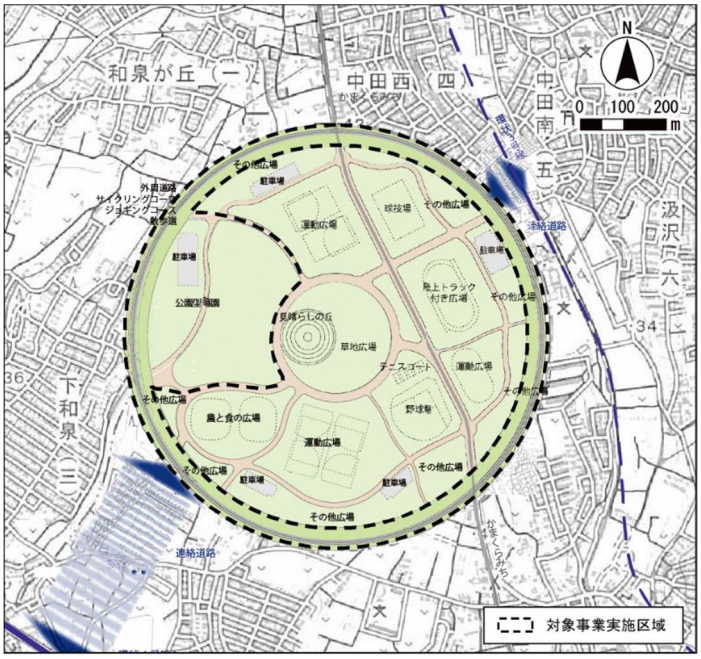

【出典：「深谷通信所跡地利用基本計画」（横浜市　平成 30 年２月）】

■今後のスケジュール

本事業は、令和５年度の都市計画決定を目指して環境影響評価等の手続を進め、手続終了後５年以内の着工準備期間を経て、工事に着手します。

本事業のうち墓園事業は、着工後５年程度での工事完了を想定し、外周道路事業は、完成した場所から順次部分供用し、着工後 15 年程度で全線供用開始を想定しています。

10 墓園整備事業　環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定

事業の内容、周辺地域の特性等から判断して、「横浜市環境影響評価技術指針」の「環境影響評価項目」を踏まえ、環境への影響を予測・評価する項目を 16 項目選定しました。

選定した項目については、現地調査や資料収集により現況を把握した上で、事業による環境への影響を予測・評価し、より適切な環境への配慮を行います。

■環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

環境の保全及び創造に向けた基本的な考え方	環境影響評価項目		細目	工事中			供用時		
							施設の存在	施設の供用	
				建設行為等	建設機械の稼働	工事用車両の走行	施設の存在・土地利用の変化	施設の運営	来園車両等の走行
地球環境への負担の低減	温室効果ガス		温室効果ガス	—	○	○	—	—	—
身近な自然環境の保全・再生・創造	生物多様性	動物	動物	○	—	—	○	—	—
		植物	植物	○	—	—	○	—	—
		生態系	生態系	○	—	—	○	—	—
	水循環		地下水位及び湧水の流量	○	—	—	○	—	—
			河川の形態、流量	○	—	—	○	—	—
安心して快適に生活できる生活環境の保全	廃棄物・建設発生土		一般廃棄物	—	—	—	—	○	—
			産業廃棄物	○	—	—	—	○	—
			建設発生土	○	—	—	—	—	—
	大気質		大気汚染	—	○	○	—	—	○
	水質・底質		公共用水域の水質	○	—	—	○	—	—
			公共用水域の底質	○	—	—	—	—	—
			地下水の水質	○	—	—	○	—	—
	騒音		騒音	—	○	○	—	—	○
	振動		振動	—	○	○	—	—	○
	地盤		地盤沈下	○	—	—	○	—	—
	悪臭		悪臭	○	—	—	○	—	—
	安全		火災・爆発	○	—	—	○	—	—
			有害物漏洩	○	—	—	○	—	—
快適な地域環境の確保	地域社会		交通混雑	—	—	○	—	—	○
			歩行者の安全	—	—	○	—	—	○
	景観		景観	—	—	—	○	—	—
	触れ合い活動の場		触れ合い活動の場	—	—	○	○	—	○

〔凡例〕　○：選定した項目　　—：選定しない項目

11 方法書対象地域

「横浜市環境影響評価条例」による方法書対象地域（方法書の内容について周知を図る必要がある地域）は、大気汚染、騒音、振動、地域社会、景観等の影響を考慮し、事業の実施により環境に影響があると見込まれる範囲として深谷通信所跡地の敷地境界から約 500m 圏の範囲の町丁全域としました。

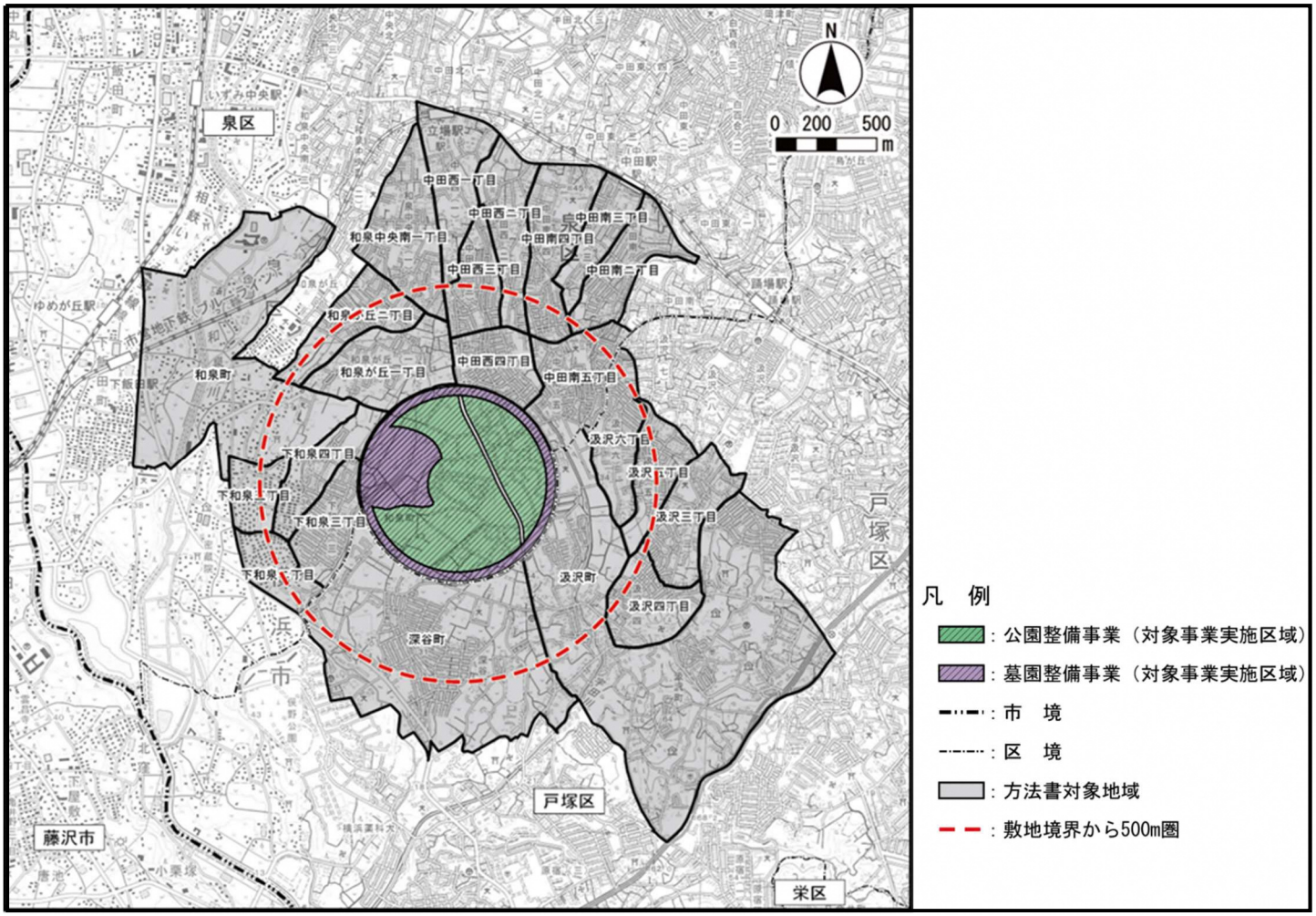

【公園整備事業・墓園整備事業】方法書対象地域は、以下に示す町丁の全域

（戸塚区）深谷町、汲沢町、汲沢三丁目、汲沢四丁目、汲沢五丁目、汲沢六丁目

（泉区）和泉町、下和泉二丁目、下和泉三丁目、下和泉四丁目、下和泉五丁目、和泉が丘一丁目、和泉が丘二丁目、和泉中央南一丁目、中田西一丁目、中田西二丁目、中田西三丁目、中田西四丁目、中田南二丁目、中田南三丁目、中田南四丁目、中田南五丁目

※上記の地域にお住まいの皆様に本「お知らせ」を配布しています。

12 お問合せ先

＜環境影響評価手続について＞
横浜市環境創造局環境影響評価課　TEL：045-671-2495　FAX：045-663-7831
＜都市計画手続、説明会の開催について＞
横浜市建築局都市計画課　TEL：045-671-2657　FAX：045-550-4913
＜方法書及び事業計画の内容について＞
【公園整備事業】
横浜市環境創造局公園緑地整備課　TEL：045-671-4615　FAX：045-671-2724
【墓園整備事業】
横浜市健康福祉局環境施設課　TEL：045-671-4387　FAX：045-664-6753

別添資料２

横 浜 市 記 者 発 表 資 料

令 和 ３ 年 ９ 月 ２４ 日
環境創造局公園緑地整備課
健康福祉局環境施設課
建 築 局 都 市 計 画 課

（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業
（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業
環境影響評価方法書の縦覧及び説明会を開催します

深谷通信所跡地では公園整備事業および墓園整備事業の実施に向け、環境影響評価の手続を進めています。このたび、横浜市環境影響評価条例に基づく環境影響評価方法書の縦覧及び説明会を行います。

１　事業概要

深谷通信所跡地は、平成 26 年６月に返還された米軍施設の跡地です。

横浜市では、平成 30 年２月に策定した「深谷通信所跡地利用基本計画」を踏まえ、災害時に広域的な防災拠点として利用できる等の防災機能の充実を図るとともに、豊かな自然環境を創出し、市民活動の拠点となる広場や多様な市民ニーズに応えるスポーツ施設等を備えた、魅力的な公園を整備します。あわせて、緑豊かな公園型墓園と、健康づくりにも寄与する幅員約 50mの外周道路を整備します。

【事 業 名】

（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業

（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業

【対象事業実施区域】

横浜市泉区和泉町、中田町地内

【面　　積】

公園約 48ha、墓園約 12ha、外周道路約 15ha

【事業主体】

横浜市

施設配置計画図

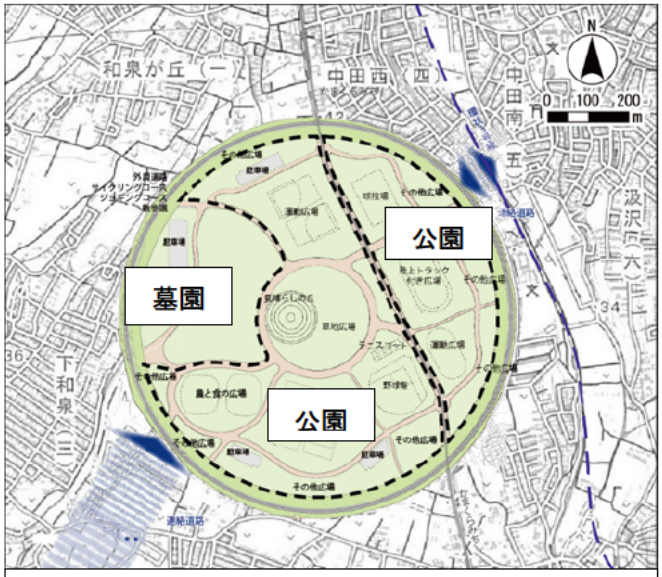

※詳細な施設配置および区域は、下記ホームページでご確認ください。

「深谷通信所跡地利用基本計画」（平成 30 年２月）

２　環境影響評価方法書の縦覧

横浜市環境影響評価条例に基づき、環境影響評価方法書を作成し、次の場所において縦覧を行います。どなたでも自由にご覧いただけます。また、縦覧期間中に意見書を提出することができます。詳細は、【横浜市　環境アセスメントのホームページ】でご確認ください。

【横浜市　環境アセスメントのホームページ】
URL:https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/hozentorikumi/assessment/asesu.html

【縦覧概要】

縦覧期間	令和３年９月 24 日（金）から 11 月８日（月）まで（土・日・祝日を除く）
縦覧場所	①環境創造局環境影響評価課（中区本町６丁目 50 番地の 10　市役所 28 階） ②泉区区政推進課（泉区和泉中央北５丁目１番１号　泉区総合庁舎３階） ③戸塚区区政推進課（戸塚区戸塚町 16 番地 17　戸塚区総合庁舎９階）
縦覧時間	午前８時 45 分～午後５時（①は午後５時 15 分まで）

裏面あり

3　環境影響評価方法書説明会の開催

○日程及び会場　※各回とも説明内容は同じです。

日　　程		会　場	定員（先着）
10 月 8 日（金）/10 日（日）	午後 7 時～午後 8 時 30 分（午後 6 時 30 分開場）（予定）	戸塚区民文化センター	160 人
10 月 17 日（日）/18 日（月）		泉区民文化センター	160 人

○連絡事項

・各回とも内容は同じです。説明後、質疑応答を行います。
・申し込みは不要です。当日直接お越しください。
・手話通訳をご希望の方は当日受付でお申しつけください。
・両会場とも有料駐車場をご利用いただけますが、台数に限りがありますので、公共交通機関のご利用にご協力をお願いします。
・当説明会は、国の指針等に基づき、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で実施します。
・ご来場にあたりマスク着用、手洗い消毒、体温測定、ソーシャルディスタンスの確保等のご協力をお願いします。なお、座席間隔を空けるため、定員 160 名とさせていただきます。
・入場前に検温し、37.5℃以上の発熱がある場合は入場をお断りします。
・保健所等の公的機関による調査の対応を行うため、受付で氏名、連絡先を記入していただきます。
・その他会場内では、職員の指示に従ってください。
・新型コロナウイルス感染拡大の状況により、開催を中止させていただく場合がございます。説明会が中止となった場合、横浜市ホームページ（下記動画の「公開先」）でお知らせします。最新の情報をご確認ください。説明会が中止となった場合でも、意見書の提出は可能です。
なお、ホームページをご覧になれない方は、建築局都市計画課（Tel 045-671-2657）までお問合せください。
・説明会への取材をご希望される場合は、令和３年 10 月７日（木）午後５時までに、環境創造局公園緑地整備課（Tel 045-671-4615）までお申込みください。

【戸塚区民文化センター】

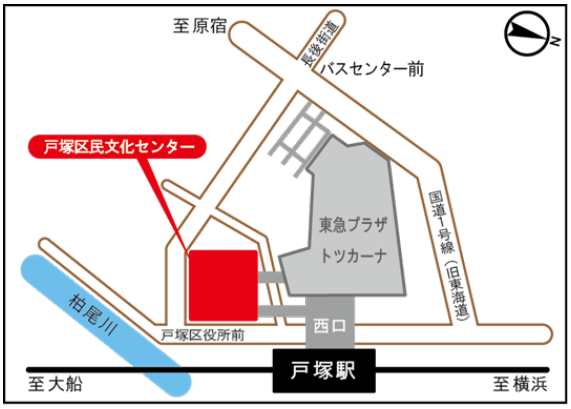

【泉区民文化センター】

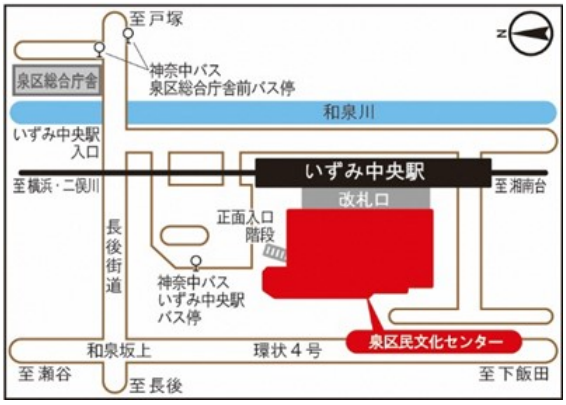

○説明動画の配信について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会場にお越しいただかなくても、会場での説明と同様の説明を受けられるよう、「説明動画」をインターネット上で公開します。インターネットをご利用いただける方は、ぜひそちらをご利用ください。

動画公開期間：令和３年 10 月１日（金）午前９時から 10 月 18 日（月）午後８時 30 分まで

【横浜市ホームページ】
URL:https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/kankyo/

お問合せ先		
【公園整備事業　方法書に関すること】		
環境創造局公園緑地整備課上瀬谷担当課長	佐藤　智也	Tel 045-671-4614
【墓園整備事業　方法書に関すること】		
健康福祉局環境整備課墓地整備計画担当課長	山根　好行	Tel 045-671-3657
【説明会に関すること】		
建築局都市計画課長	立石　孝司	Tel 045-671-2663